

中標津町 電子契約導入 事業者向け資料

令和7年8月4日

中標津町財政課契約用度係

電子契約の対象となる契約

- 令和7年9月から電子契約を導入
- 契約用度係で行う入札案件（担当課発注案件は対象外）
- 令和8年4月以降、担当課発注の随意契約にも拡大予定

（注）これまでどおり紙の契約書を作成することも可能です。

電子契約導入による変更点①

【工事設計・物品役務共通】

- 紙の契約か、電子契約かを選択する。
- 電子契約を選択した場合、案件ごとに「電子契約利用申出手続」が必要。
- 電子契約の場合、印紙が不要

電子契約導入による変更点②

【工事のみ】

- 契約保証取得用の契約書頭紙→メールで受領
- リサイクル協議書等の監督員協議→メールで協議
(注)これまでどおり対面での協議も可能です。
- 契約保証やリサイクル協議書等の提出方法→「電子契約利用申出手続」の際に一緒に~~アップロード~~
メールにて提出

(注) 契約保証書の原本は、後日提出

入札終了(落札者決定)

落札業者へ電話連絡

契約書 紙と電子
どちらを選択するか確認

紙

現行手続きのまま

電子

新手順(電子)

次頁参照

新手順 (電子)

【業務フロー1/2】

契約保証、リサイクル協議がない
場合(物品役務や、その他の工事)
は、☆の手続きから行ってください。
紙の契約を選択する場合は、今ま
でと変更はありません。

契約保証が必要な場合
金融機関等で準備

保証書など原本は、後日監督員等
へ提出。(着手届と一緒に提出して
も構いません)

事業者
(落札業者)

財政課
契約用度係

監督員

GMO
サイン

契約書の
作成方法
選択

電話

入札終了

落札結果
連絡

契約書頭紙
受領

メール

契約書頭紙
送付

リサイクル協議書等
契約書に添付する様式の確認

リサイクル協議書
建築士協議等
作成

メール可

リサイクル協議書
建築士協議等
確認

リサイクル協議書
建築士協議等
確認完了

メール可

必要があれば
リサイクル協議書
建築士協議等
PDF提出

契約保証
画像データ等
提出

必須
電子契約
利用申出
手続

申請フォーム メール

リサイクル協議書
建築士協議等
PDF受領

契約保証
画像データ等
内容確認

電子契約
利用申出
受領

契約書
作成

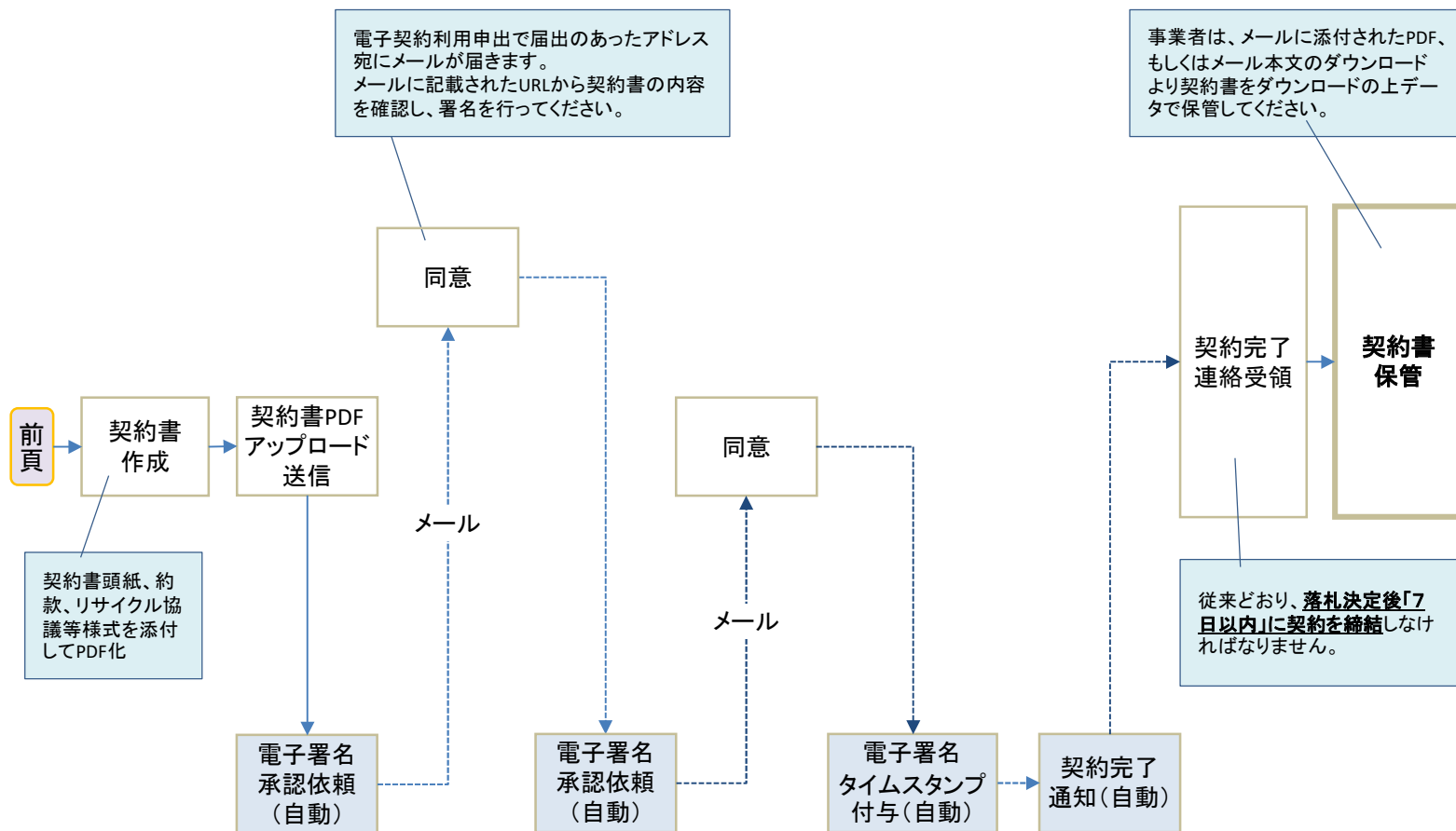
次頁

事業者
(落札業者)

財政課
契約用度係

監督員

GMO
サイン



電子契約を選択した場合の注意点

①契約保証の提出のタイミング

- ・保証書等は②電子契約利用申出の届出の際、スキャンした画像データ等を提出する。
- ・後日、保証書等の原本を工事監督員等へ提出する。

②電子契約利用申出(+契約保証、リサイクル協議等様式)

- ・~~簡易申請フォーム~~メールで届出をする。
- ・必要に応じて、契約保証と契約書に添付するリサイクル協議書等のデータを添付し、送信する。